

「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改定案	現行
<p><b>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</b></p> <p><b>1 本指針の必要性</b></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の電気事業法の改正法（電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号））が成立し、送配電等業務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。））が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。））が成立し、令和2年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。<u>加えて、令和2年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下「令和2年改正法」という。）が成立し、配電事業者及び特定卸供給事業者が電気事業法上に新たに位置付けられた。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p><b>2 本指針の構成</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第二部 適正な電力取引についての指針</b></p> <p><b>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</b></p>	<p><b>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</b></p> <p><b>1 本指針の必要性</b></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の電気事業法の改正法（電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号））が成立し、送配電等業務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。））が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。））が成立し、令和2年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。</p> <p>(7) (略)</p> <p><b>2 本指針の構成</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第二部 適正な電力取引についての指針</b></p> <p><b>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</b></p>

改 定 案	現 行
<p><b>1 考え方</b></p> <p>(1) 小売供給</p> <p>① 平成26年改正法の施行により電気の小売業への参入の全面自由化が行われ、経済産業大臣による登録を受けた小売電気事業者であれば、家庭を含む全ての需要家に対して電気の小売供給を行うことが可能となった。小売電気事業者に対しては、需要家への説明義務や書面交付義務、苦情処理義務が課されているが、小売電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である（特定小売供給約款、最終保障供給約款及び<u>離島等供給約款</u>による小売供給を除く。）。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(略)</p> <p><b>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</b></p> <p><b>1 考え方</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p>①～④ (略)</p>	<p><b>1 考え方</b></p> <p>(1) 小売供給</p> <p>① 平成26年改正法の施行により電気の小売業への参入の全面自由化が行われ、経済産業大臣による登録を受けた小売電気事業者であれば、家庭を含む全ての需要家に対して電気の小売供給を行うことが可能となった。小売電気事業者に対しては、需要家への説明義務や書面交付義務、苦情処理義務が課されているが、小売電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である（特定小売供給約款、最終保障供給約款及び<u>離島供給約款</u>による小売供給を除く。）。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(略)</p> <p><b>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</b></p> <p><b>1 考え方</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 小売電気事業者への卸供給等</p> <p>①～④ (略)</p>

改 定 案	現 行
<p>⑤ <u>電気事業法に基づく指定区域（同法第二十条の二第一項）では、当該指定区域が指定された時点において、指定区域内の需要について一般送配電事業者と小売電気事業者の間で託送契約が締結されている場合に、当該事業者間の託送契約が継続できるよう、一般送配電事業者が指定区域において確保した供給力を、契約維持を望む小売電気事業者に卸供給する措置を設けることが必要である。</u></p> <p><u>この際、契約が維持できると考えられる適切な価格として、当該指定区域が指定される前の供給力の調達方法を踏まえつつ、先物・先渡・BL・スポット・時間前市場、インバランス料金等を参考とすることが適当である。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) ~ (5) (略)</p>	<p>(2) ~ (5) (略)</p>
<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</b></p>	<p><b>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</b></p>
<p><b>1 考え方</b></p> <p>従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるデマンドリスポンス（注1）が重要視されるようになった。</p> <p>電気の需要抑制の取組は、平成27年改正法の施行前においては、一般電気事業者が大口需要家との間で一部需給調整契約（例えば、電源脱落や系統事故等発生に伴う需給ひっ迫時に一般電気事業者からの指示等に基づき電気の使用を一部又は全部抑制することを条件に電気料金の割引を行うことを約する需給調整契約など）を締結することや、一部の小売電気事業者が、自己の需要家に対して、市場価格高</p>	<p><b>1 考え方</b></p> <p>従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるデマンドリスポンス（注1）が重要視されるようになった。</p> <p>電気の需要抑制の取組は、平成27年改正法の施行前においては、一般電気事業者が大口需要家との間で一部需給調整契約（例えば、電源脱落や系統事故等発生に伴う需給ひっ迫時に一般電気事業者からの指示等に基づき電気の使用を一部又は全部抑制することを条件に電気料金の割引を行うことを約する需給調整契約など）を締結することや、一部の小売電気事業者が、自己の需要家に対して、市場価格高</p>

改 定 案	現 行
<p>騰時に需要抑制を依頼し、その需要抑制量に応じた報酬を支払う契約を締結することなどにより行われてきた。これらは、主に小売電気事業者が自己の同時同量の達成等のために、自己の需要家に対して需要抑制を依頼するものであった。</p> <p>一方、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、デマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者を介するなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組み（以下「ネガワット取引」という。（注2））の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするデマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。</p> <p>当該環境整備の一環として、平成27年改正法第2条による改正後の電気事業法の施行により、需要家が需要を抑制することにより得られる電気を、小売供給を行う事業者へ当該小売供給に用いるために卸供給する「特定卸供給」が規定されるとともに、特定卸供給についても発電した電気と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられた。これにより、需要抑制により得られる電気を他の小売電気事業者などに転売するなど、ネガワット取引を促進するための制度が整備された。</p> <p><u>さらに、令和2年改正法において、ネガワット取引を含む分散電源を、情報通信技術等を用いて小売電気事業者や一般送配電事業者等の電気事業者に卸供給する事業を行う者（アグリゲーター）を「特定卸供給事業者」と定義し、適切な事業規制が課されるよう、制度が整備された。</u></p> <p>こうした制度整備を踏まえ、今後市場においてネガワット取引が実施されるに当たっては、公正かつ有効な競争の観点から、ネガワット取引に関係する当事者（①<u>特定卸供給事業者</u>、②需要抑制を行う需要家と小売供給契約を締結している小売電気事業者（以下「供給元小売電気事業者」という。）及び③特定卸供給の供給先となる小売電気事業者（以下「供給先小売電気事業者」という。））は、以下のように必</p>	<p>騰時に需要抑制を依頼し、その需要抑制量に応じた報酬を支払う契約を締結することなどにより行われてきた。これらは、主に小売電気事業者が自己の同時同量の達成等のために、自己の需要家に対して需要抑制を依頼するものであった。</p> <p>一方、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、デマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者（以下「ネガワット事業者」という。）を介するなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組み（以下「ネガワット取引」という。（注2））の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするデマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。</p> <p>当該環境整備の一環として、平成27年改正法第2条による改正後の電気事業法の施行により、需要家が需要を抑制することにより得られる電気を、小売供給を行う事業者へ当該小売供給に用いるために卸供給する「特定卸供給」が規定されるとともに、特定卸供給についても発電した電気と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられた。これにより、需要抑制により得られる電気を他の小売電気事業者などに転売するなど、ネガワット取引を促進するための制度が整備された。</p> <p>こうした制度整備を踏まえ、今後市場においてネガワット取引が実施されるに当たっては、公正かつ有効な競争の観点から、ネガワット取引に関係する当事者（①<u>ネガワット事業者</u>、②需要抑制を行う需要家と小売供給契約を締結している小売電気事業者（以下「供給元小売電気事業者」という。）及び③特定卸供給の供給先となる小売電気事業者（以下「供給先小売電気事業者」という。））は、以下のように必</p>

改 定 案	現 行
<p>要な措置を講ずることが適当である。</p> <p>また、区域において一般電気事業者であった発電事業者と<u>特定卸供給事業者</u>は、電気の卸供給において競争関係にあるところ、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や区域において一般電気事業者であった発電事業者がネガワット取引を不当に妨げることは、<u>特定卸供給事業者</u>の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。</p> <p>(注1) ディマンドリスポンスは、電気の消費パターン（需要）の変化により、「需要抑制」と「需要増加」の二通りが考えられ、「需要抑制」の取組は上記のとおりである。「需要増加」の取組は、例えば電気が供給過多の状態に陥った際に、需要家に対して電気の消費増加を促すことで、電圧や周波数等の電気の品質安定化に資するものとしての活用が考えられている。このような取引、いわゆる上げのディマンドリスポンスについても、公正かつ有効な競争の観点から、取引に関係する当事者は、ネガワット取引の場合と同様の配慮を行うことが期待される。</p> <p>(注2) ネガワット取引には、小売電気事業者が同時同量達成のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1）と、一般送配電事業者（系統運用者）が需給調整のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型2）の大きく二つの類型が存在する。次に類型1は、一の小売電気事業者が自己の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1①）と、一の小売電気事業者が他の小売電気事業者の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1②）の二つの類型に分類される。さらに類型1②は、ネガワット取引に関する諸条件について、<u>特定卸供給事業者</u>、供給元小売電気事業者及び需要家が事前に協議するパターン（直接協議スキーム）、第三者が<u>特定卸供給事業者</u>と供給元小売電気事業者の間の仲介を行うパターン（第三者仲介スキーム）並びに供給元小売電気事業者及び需要家が確定数量契約を締結するパターン（確定数量契約スキーム）の三つに分かれる。</p> <p>以下の（1）特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件及び（2）関係当事者間での協議に関する事項は、類型1②のうち直接協議スキームのみを対</p>	<p>要な措置を講ずることが適当である。</p> <p>また、区域において一般電気事業者であった発電事業者と<u>ネガワット事業者</u>は、電気の卸供給において競争関係にあるところ、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や区域において一般電気事業者であった発電事業者がネガワット取引を不当に妨げることは、<u>ネガワット事業者</u>の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。</p> <p>(注1) ディマンドリスポンスは、電気の消費パターン（需要）の変化により、「需要抑制」と「需要増加」の二通りが考えられ、「需要抑制」の取組は上記のとおりである。「需要増加」の取組は、例えば電気が供給過多の状態に陥った際に、需要家に対して電気の消費増加を促すことで、電圧や周波数等の電気の品質安定化に資するものとしての活用が考えられている。このような取引、いわゆる上げのディマンドリスポンスについても、公正かつ有効な競争の観点から、取引に関係する当事者は、ネガワット取引の場合と同様の配慮を行うことが期待される。</p> <p>(注2) ネガワット取引には、小売電気事業者が同時同量達成のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1）と、一般送配電事業者（系統運用者）が需給調整のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型2）の大きく二つの類型が存在する。次に類型1は、一の小売電気事業者が自己の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1①）と、一の小売電気事業者が他の小売電気事業者の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型1②）の二つの類型に分類される。さらに類型1②は、ネガワット取引に関する諸条件について、<u>ネガワット事業者</u>、供給元小売電気事業者及び需要家が事前に協議するパターン（直接協議スキーム）、第三者が<u>ネガワット事業者</u>と供給元小売電気事業者の間の仲介を行うパターン（第三者仲介スキーム）並びに供給元小売電気事業者及び需要家が確定数量契約を締結するパターン（確定数量契約スキーム）の三つに分かれる。</p> <p>以下の（1）特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件及び（2）関係当事者間での協議に関する事項は、類型1②のうち直接協議スキームのみを対</p>

改 定 案	現 行
<p>象とする。</p> <p>(1) 特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件</p> <p>今後、ネガワット取引が実施されるに当たり、<u>特定卸供給事業者</u>が、小売電気事業者と同様、需要家と直接接点を持ち、例えば電力使用量など一定の需要家の情報を扱うこと等を踏まえ、特定卸供給を活用してネガワット取引を行う場合には、<u>特定卸供給事業者</u>は、次に掲げる要件に適合することが適当である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができること。</li> <li>② 電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。</li> <li>③ 需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。</li> </ol> <p>また、電力の適正な取引の実施のため、供給元小売電気事業者と<u>特定卸供給事業者</u>との間において、必要な契約が適切に締結されていることが肝要である。</p> <p>(2) 関係当事者間での協議に関する事項</p> <p>ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型1②においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、<u>特定卸供給事業者</u>とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。</p> <p>それらの当事者間では、例えば以下の事項についての協議が想定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 需要家及び<u>特定卸供給事業者</u>間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議</li> </ol>	<p>象とする。</p> <p>(1) 特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件</p> <p>今後、ネガワット取引が実施されるに当たり、<u>ネガワット事業者</u>が、小売電気事業者と同様、需要家と直接接点を持ち、例えば電力使用量など一定の需要家の情報を扱うこと等を踏まえ、特定卸供給を活用してネガワット取引を行う場合には、<u>ネガワット事業者</u>は、次に掲げる要件に適合することが適当である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができること。</li> <li>② 電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。</li> <li>③ 需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。</li> </ol> <p>また、電力の適正な取引の実施のため、供給元小売電気事業者と<u>ネガワット事業者</u>との間において、必要な契約が適切に締結されていることが肝要である。</p> <p>(2) 関係当事者間での協議に関する事項</p> <p>ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型1②においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、<u>ネガワット事業者</u>とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。</p> <p>それらの当事者間では、例えば以下の事項についての協議が想定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 需要家及び<u>ネガワット事業者</u>間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議</li> </ol>

改 定 案	現 行
<p>(略)</p> <p>② 供給元小売電気事業者及び特定卸供給事業者間の契約（以下「ネガワット調整契約」という。）に関する協議</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(注) ネガワット取引において需要抑制が実施されると、供給元小売電気事業者の需要家に対する供給電力量が減少することから、当該供給元小売電気事業者は需要抑制分の電気の調達費用を回収できない。一方、<u>特定卸供給事業者</u>は当該需要抑制分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、供給元小売電気事業者と<u>特定卸供給事業者</u>との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、<u>特定卸供給事業者</u>が供給元小売電気事業者に対して支払う調整金をネガワット調整金という。</p> <p>(e)・(f) (略)</p> <p>③ 供給先小売電気事業者及び特定卸供給事業者間の契約（特定卸供給契約）に関する協議</p> <p>通常の卸供給取引において協議される事項</p> <p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① ネガワット取引の公正かつ有効な利用</p> <p>ネガワット取引は、発電容量を合理的な規模に維持することで、効率的な電</p>	<p>(略)</p> <p>② 供給元小売電気事業者及びネガワット事業者間の契約（以下「ネガワット調整契約」という。）に関する協議</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(注) ネガワット取引において需要抑制が実施されると、供給元小売電気事業者の需要家に対する供給電力量が減少することから、当該供給元小売電気事業者は需要抑制分の電気の調達費用を回収できない。一方、<u>ネガワット事業者</u>は当該需要抑制分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、供給元小売電気事業者と<u>ネガワット事業者</u>との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、<u>ネガワット事業者</u>が供給元小売電気事業者に対して支払う調整金をネガワット調整金という。</p> <p>(e)・(f) (略)</p> <p>③ 供給先小売電気事業者及びネガワット事業者間の契約（特定卸供給契約）に関する協議</p> <p>通常の卸供給取引において協議される事項</p> <p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① ネガワット取引の公正かつ有効な利用</p> <p>ネガワット取引は、発電容量を合理的な規模に維持することで、効率的な電</p>

改 定 案	現 行
<p>気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて卸電力市場の活性化や電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。</p> <p>特に、供給元小売電気事業者は、<u>特定卸供給事業者</u>からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の求めがあった場合には、ネガワット取引の公正かつ有効な実現に向けて積極的に協力することが期待される。</p> <p>② 需要抑制契約締結に係る事前説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付</p> <p>ネガワット取引の公正かつ有効な実現のためには、需要家に支払われる報酬その他の取引条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が当該取引条件を十分に理解した上でネガワット取引を行うことができる環境を整備する必要がある。</p> <p>したがって、<u>特定卸供給事業者</u>は、需要抑制契約を需要家と締結しようとするときは、需要家に支払われる報酬その他の取引条件（上記の需要家及び<u>特定卸供給事業者</u>間での協議事項を参照）について、需要家に対して十分な説明を行うことが望ましい。</p> <p>また、当該説明を行うときは、需要家に対して、需要家に支払われる報酬その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）を交付する（需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。）ことが望ましい。</p> <p>さらに、<u>特定卸供給事業者</u>は、需要家と需要抑制契約を締結したときは、遅滞なく、<u>特定卸供給事業者</u>の氏名又は名称及び住所、契約年月日、需要家に支払われる報酬、その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結後交付書面」</p>	<p>気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて卸電力市場の活性化や電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。</p> <p>特に、供給元小売電気事業者は、<u>ネガワット事業者</u>からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の申し入れを受けた場合には、ネガワット取引の公正かつ有効な実現に向けて積極的に協力することが期待される。</p> <p>② 需要抑制契約締結に係る事前説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付</p> <p>ネガワット取引の公正かつ有効な実現のためには、需要家に支払われる報酬その他の取引条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が当該取引条件を十分に理解した上でネガワット取引を行うことができる環境を整備する必要がある。</p> <p>したがって、<u>ネガワット事業者</u>は、需要抑制契約を需要家と締結しようとするときは、需要家に支払われる報酬その他の取引条件（上記の需要家及び<u>ネガワット事業者</u>間での協議事項を参照）について、需要家に対して十分な説明を行うことが望ましい。</p> <p>また、当該説明を行うときは、需要家に対して、需要家に支払われる報酬その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）を交付する（需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。）ことが望ましい。</p> <p>さらに、<u>ネガワット事業者</u>は、需要家と需要抑制契約を締結したときは、遅滞なく、<u>ネガワット事業者</u>の氏名又は名称及び住所、契約年月日、需要家に支払われる報酬、その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結後交付書面」</p>



改 定 案	現 行
<p>という。)を交付する(需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結後交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。)ことが望ましい。</p>	<p>という。)を交付する(需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結後交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。)ことが望ましい。</p>
<p>③ 需要家からの問合せ等に対する適切かつ迅速な対応及び相談窓口の設置</p>	<p>③ 需要家からの問合せ等に対する適切かつ迅速な対応及び相談窓口の設置</p>
<p>特定卸供給事業者は、ネガワット取引に当たって需要家と直接接点を持つことから、ネガワット取引に関する相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法又は需要家に支払われる報酬その他の取引条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理することが望ましい。</p>	<p>ネガワット事業者は、ネガワット取引に当たって需要家と直接接点を持つことから、ネガワット取引に関する相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法又は需要家に支払われる報酬その他の取引条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理することが望ましい。</p>
<p>また、当該相談窓口の連絡先は、上記②のネガワット取引の取引条件の説明の際に説明するほか、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面に記載し、かつ、当該特定卸供給事業者のホームページ等においても確認できるようにすることが望ましい。</p>	<p>また、当該相談窓口の連絡先は、上記②のネガワット取引の取引条件の説明の際に説明するほか、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面に記載し、かつ、当該ネガワット事業者のホームページ等においても確認できるようにすることが望ましい。</p>
<p>④ 需給調整契約</p>	<p>④ 需給調整契約</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>
<p>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又は区域において一般電気事業者であった発電事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当にネガワット取引の実施を妨げ、特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別対価、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等)。</p>	<p>区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又は区域において一般電気事業者であった発電事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当にネガワット取引の実施を妨げ、ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、差別対価、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等)。</p>
<p>○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、不当に特定卸供給</p>	<p>○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、不当にネガワット</p>

改 定 案	現 行
<p><u>事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、<u>特定卸供給事業者</u>と需要抑制契約を締結しようとする自己の需要家に対して、自己と締結している小売供給契約を解約する又は小売供給料金を引き上げるなど、不利益な取扱いを行う又は示唆すること。</li> <li>○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の需要家に対して、<u>特定卸供給事業者</u>と需要抑制契約を締結しないことを条件として、不当に低い料金で電気を小売供給すること。</li> <li>○ 区域において一般電気事業者であった発電事業者が、小売電気事業者に対して、不当に<u>特定卸供給事業者</u>とのネガワット調整契約の締結を拒絶させること。</li> </ul>	<p><u>事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、<u>ネガワット事業者</u>と需要抑制契約を締結しようとする自己の需要家に対して、自己と締結している小売供給契約を解約する又は小売供給料金を引き上げるなど、不利益な取扱いを行う又は示唆すること。</li> <li>○ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の需要家に対して、<u>ネガワット事業者</u>と需要抑制契約を締結しないことを条件として、不当に低い料金で電気を小売供給すること。</li> <li>○ 区域において一般電気事業者であった発電事業者が、小売電気事業者に対して、不当に<u>ネガワット事業者</u>とのネガワット調整契約の締結を拒絶させること。</li> </ul>
<p><b>IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</b></p>	<p><b>IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</b></p>
<p><b>1 考え方</b></p>	<p><b>1 考え方</b></p>
<p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者とその特定関係事業者（電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。）（認可一般送配電事業者（電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。））にあっては、自己の小売部門、<u>発電部門又は特定卸供給部門を含む。</u>）との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者、<u>特定卸供給事業者</u>に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p> <p>そこで、送配電部門の法的分離による中立性担保に加え、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。</p> <p><u>また、配電事業者についても、その供給区域における配電事業について実質的な制度的独占が担保された事業者であることから、一般送配電事業者同様に、託送供給料金及びネットワーク運用の両面において公平性が求められる。</u></p>	<p>(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者とその特定関係事業者（電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。）（認可一般送配電事業者（電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。））にあっては、自己の小売部門又は<u>発電部門を含む。</u>）との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。</p> <p>そこで、送配電部門の法的分離による中立性担保に加え、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。</p>

改 定 案	現 行
<p>① 電気事業法において、託送供給料金に関しては、一般送配電事業者に、託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることを義務付けている。また、託送供給料金を引き下げることなどにより、一般送配電事業者が、認可を受けた託送供給等約款を変更する場合には、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出ることを義務付け、小売電気事業者による託送供給の利用が困難であるなど託送供給等約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。また、配電事業者については託送供給等約款を経済産業大臣に届け出ることが義務付けられており、当該託送供給等約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。</p> <p>② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島等供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった（さらに、令和2年改正法により、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、特定卸供給事業との兼業も制限されることとなった）。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害す</p>	<p>① 電気事業法において、託送供給料金に関しては、一般送配電事業者に、託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることを義務付けている。また、託送供給料金を引き下げることなどにより、一般送配電事業者が、認可を受けた託送供給等約款を変更する場合には、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出ることを義務付け、小売電気事業者による託送供給の利用が困難であるなど託送供給等約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。</p> <p>② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できるこ</p>

改 定 案	現 行
<p>る」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。<u>また、令和2年改正法により追加された配電事業に関して、配電事業者の託送供給等業務においても上記行為規制は準用される。</u>）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者、<u>特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。</u></p> <p>（注） （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>また、令和2年改正法により、配電事業が新しく創設された。配電事業者は、参入当初においては、<u>系統管理業務、需給管理・周波数調整業務、供給促進交付金・調整交付金の授受等に関連する業務、スイッチング関連業務、精算・検針業務等について、一般送配電事業者に業務を委託せざるを得ない場合が考えられ、一般送配電事業者が当該業務の委託について協議に応じない場合には、配電事業者は実質的に事業に参入することができないおそれがあり、配電事業制度の趣旨であるコスト効率化や地域の電力レジリエンスの向上等を阻害することにつながり得る。したがって、一般送配電事業者が配電事業者からの業務の委託に関する協議に応じないことにより、配電事業制度の趣旨に反するような場合については、電気事業法上問題となり得ることを明らかにする必要がある。</u></u></p> <p>（2） （略）</p>	<p>ととされている（送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。</p> <p>（注） （略）</p> <p>③ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（2） （略）</p>

改 定 案	現 行
<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(1) 託送供給料金等についての公平性の確保</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① 託送供給料金</p> <p>一般送配電事業者が設定する託送供給料金については、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、需要種別間の託送供給料金の適切性について必要資料を公表するなど、料金改定時等において自主的に説明するとともに、具体的な算定根拠等について、小売電気事業者からの個別の問合せがあった場合、これに応じて適切に対応することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p> <p>また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。）以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p> <p><u>配電事業者についても、小売電気事業者及びその供給区域内の需要家から託送供給料金に関して問合せがあった場合、これに応じて適切に対応することが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u></p> <p>② 情報公開</p> <p><u>一般送配電事業者及び配電事業者は、託送収支に係る過去5年程度の計算書等について、随時閲覧可能とすることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</u></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① <u>一般送配電事業者に対する託送供給料金の値下げ届出変更命令</u></p>	<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(1) 託送供給料金等についての公平性の確保</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① 託送供給料金</p> <p>一般送配電事業者が設定する託送供給料金については、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、需要種別間の託送供給料金の適切性について必要資料を公表するなど、料金改定時等において自主的に説明するとともに、具体的な算定根拠等について、小売電気事業者からの個別の問合せがあった場合、これに応じて適切に対応することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p> <p>また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。）以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p> <p>② 情報公開</p> <p>託送収支に係る過去5年程度の計算書等については、随時閲覧可能とすることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① 託送供給料金の値下げ届出変更命令</p>

改 定 案	現 行
<p>一般送配電事業者が変更する託送供給等約款が、不当に高い料金水準を設定する場合や料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されている場合には、電気の供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第18条）。</p> <p>② <u>一般送配電事業者に対する託送供給料金の変更認可申請命令</u></p> <p>一般送配電事業者の託送供給等約款が、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により、著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合には、電気事業法上の変更認可申請命令が発動される（電気事業法第19条）。</p> <p>③ <u>配電事業者に対する託送供給等約款の届出変更命令</u></p> <p><u>配電事業者の託送供給料金が、当該配電事業者の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給料金と比較して適正な水準となっていないと認められる場合、又は当該配電事業者が定める託送供給等約款が、配電事業者の供給区域の全部又は一部を供給区域の一部とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と異なることにより、当該配電事業者の供給区域における発電事業者や小売電気事業者のシステムの改修等に多額の費用を要して託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがあると認められる場合や安定供給上の支障、需要家の不利益が生じることにつながると認められる場合は、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第27条の12の11）。</u></p> <p>④ <u>一般送配電事業者に対する最終保障供給約款の届出変更命令</u></p> <p>一般送配電事業者が定める最終保障供給約款が、公表された標準メニューと比べて不当に高いものである場合には、最終保障供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第20条）。</p>	<p>一般送配電事業者が変更する託送供給等約款が、不当に高い料金水準を設定する場合や料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されている場合には、電気の供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第18条）。</p> <p>② 託送供給料金の変更認可申請命令</p> <p>一般送配電事業者の託送供給等約款が、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により、著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合には、電気事業法上の変更認可申請命令が発動される（電気事業法第19条）。</p> <p>(新設)</p> <p>③ 最終保障供給約款の届出変更命令</p> <p>一般送配電事業者が定める最終保障供給約款が、公表された標準メニューと比べて不当に高いものである場合には、最終保障供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第20条）。</p>

改 定 案	現 行
<p>⑤ 一般送配電事業者に対する離島等供給約款の届出変更命令</p> <p>一般送配電事業者が定める離島等供給約款が、その供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給料金の水準と比べて不当に高いものである場合には、<u>離島等供給約款</u>により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第21条）。</p> <p>⑥ 連系線等の運用等</p> <p>連系線等については、広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務規程に基づき、発電設備の出力の合計値が一定規模以上である発電設備に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確に実施されていないと認められる場合には、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（電気事業法第28条の5.6）。</p> <p>(2) ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p>(2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p>① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>電気供給事業者間の適正な競争関係が阻害される行為（以下「中立性阻害行為」という。）をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。</u>）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役又は執行役などの兼</p>	<p>④ 離島供給約款の届出変更命令</p> <p>一般送配電事業者が定める離島供給約款が、その供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給料金の水準と比べて不当に高いものである場合には、<u>離島供給約款</u>により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第21条）。</p> <p>⑤ 連系線等の運用等</p> <p>連系線等については、広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務規程に基づき、発電設備の出力の合計値が一定規模以上である発電設備に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確に実施されていないと認められる場合には、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（電気事業法第28条の5.1）。</p> <p>(2) ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p>(2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p>① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>電気供給事業者間の適正な競争関係が阻害される行為（以下「中立性阻害行為」という。）をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。</u>）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役又は執行役などの兼職が原則として禁止されているこ</p>

改 定 案	現 行
<p>職が原則として禁止されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において、兼職を行う取締役又は執行役がいる場合には、あらかじめ、例えば以下のような事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性</li> <li>ii 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないとする根拠</li> <li>iii 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況</li> </ul> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が以下の i に該当し、かつ、その特定関係事業者が以下の ii に該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）若しくは従業者を、又は、一般送配電事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 一般送配電事業者において、以下に掲げる措置のいずれかを講じていない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置</li> <li>(b) 兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置</li> </ul> </li> <li>ii 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、<u>発電事業又は特定卸供給事業</u>の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じていない場合</li> </ul>	<p>とを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において、兼職を行う取締役又は執行役がいる場合には、あらかじめ、例えば以下のような事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性</li> <li>ii 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないとする根拠</li> <li>iii 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況</li> </ul> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が以下の i に該当し、かつ、その特定関係事業者が以下の ii に該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）若しくは従業者を、又は、一般送配電事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 一般送配電事業者において、以下に掲げる措置のいずれかを講じていない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置</li> <li>(b) 兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、小売電気事業又は<u>発電事業</u>に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置</li> </ul> </li> <li>ii 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業又は<u>発電事業</u>の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じていない場合</li> </ul>



改 定 案	現 行
<p>ここで、「非公開情報」とは、一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、<u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>に影響を及ぼし得るものをいい、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>上記 i のうち、(b)「兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、<u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が送配電等業務に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</p> <p>○ 一般送配電事業者の社内規程等で、兼職者が送配電等業務のうち、<u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>に影響を及ぼし得るものに参画することを禁止すること</p> <p>(略)</p> <p>また、上記 ii 「兼職者が<u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が経営管理に係る重要な決定に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</p> <p>○ 特定関係事業者の社内規程等で、兼職者が<u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関する審議・議決へ参画することを禁止すること（オブザーバー等としての参加を含む）</p>	<p>ここで、「非公開情報」とは、一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、<u>小売電気事業又は発電事業</u>に影響を及ぼし得るものをいい、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>上記 i のうち、(b)「兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、<u>小売電気事業又は発電事業</u>に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が送配電等業務に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</p> <p>○ 一般送配電事業者の社内規程等で、兼職者が送配電等業務のうち、<u>小売電気事業又は発電事業</u>に影響を及ぼし得るものに参画することを禁止すること</p> <p>(略)</p> <p>また、上記 ii 「兼職者が<u>小売電気事業又は発電事業</u>の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が経営管理に係る重要な決定に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。</p> <p>○ 特定関係事業者の社内規程等で、兼職者が<u>小売電気事業又は発電事業</u>の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関する審議・議決へ参画することを禁止すること（オブザーバー等としての参加を含む）</p>

改 定 案	現 行
<p>○ 兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用すること</p> <p>② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。）とその特定関係事業者との間において特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が、以下 i から iv までに定める一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者を、特定送配電等業務に従事させたと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p>	<p>○ 兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用すること</p> <p>② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。）とその特定関係事業者との間において特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が、以下 i から iii までに定める一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者を、特定送配電等業務に従事させたと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p>

改 定 案	現 行
<p>ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p> <p>iii <u>特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>iv <u>特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>なお、「特定送配電等業務」とは、以下の i 又は ii に該当する業務をいう（電気事業法施行規則第 33 条の 5）。</p> <p>i 非公開情報を入手することができる業務</p> <p>ii 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、<u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>に影響を及ぼし得るもの</p> <p>ここで、ii「託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、<u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>に影響を及ぼし得るもの」とは、例えば、以下の業務が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 系統運用に関する業務（給電指令等）</li> <li>○ 送配電設備の停止計画、設備計画等に関する業務</li> <li>○ 託送供給契約に関する業務（契約期間等の調整、代表契約者制度の取扱いに関する調整等）</li> <li>○ <u>発電事業者、特定卸供給事業者</u>、小売事業者からの申請・問合せ対応業務</li> <li>○ 電気の使用者からの申請・問合せ対応業務</li> </ul>	<p>ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p> <p>（新設）</p> <p>iii <u>特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>なお、「特定送配電等業務」とは、以下の i 又は ii に該当する業務をいう（電気事業法施行規則第 33 条の 5）。</p> <p>i 非公開情報を入手することができる業務</p> <p>ii 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、<u>小売電気事業又は発電事業</u>に影響を及ぼし得るもの</p> <p>ここで、ii「託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、<u>小売電気事業又は発電事業</u>に影響を及ぼし得るもの」とは、例えば、以下の業務が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 系統運用に関する業務（給電指令等）</li> <li>○ 送配電設備の停止計画、設備計画等に関する業務</li> <li>○ 託送供給契約に関する業務（契約期間等の調整、代表契約者制度の取扱いに関する調整等）</li> <li>○ 発電事業者、小売事業者からの申請・問合せ対応業務</li> <li>○ 電気の使用者からの申請・問合せ対応業務</li> </ul>

③ 一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般送配電事業者は、その特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。

④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

i 託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を行う他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）ではなく、当該一般送配電事業者のネットワークサービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。

ii 一般送配電事業者の従業者は、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門、特定卸供給部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このiiにおいて同じ。）の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合や需給ひっ迫時には、一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者が当該一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を

③ 一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般送配電事業者は、その特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。

④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

i 託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又はネガワット事業を行う他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。

ii 一般送配電事業者の従業者は、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このiiにおいて同じ。）の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者が当該一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業者がその特定関係事業者の

改 定 案	現 行
<p>行う従業者がその特定関係事業者の業務を行うことを妨げるものではない。</p> <p>iii 上記 ii に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門、<u>特定卸供給部門</u>又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この iii において同じ。）と連携（委託による場合を含む。以下この iii において同じ。）して行われている一般送配電事業者の送配電等業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。</p> <p>iv <u>ネットワークサービスセンター</u>又は給電指令所に提供された託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門、<u>特定卸供給部門</u>又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この iv において同じ。）に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを、<u>ネットワークサービスセンター</u>又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が目的外に活用できないように厳格に管理する。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（<u>電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそ</u></p>	<p>業務を行うことを妨げるものではない。</p> <p>iii 上記 ii に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この iii において同じ。）と連携（委託による場合を含む。以下この iii において同じ。）して行われている一般送配電事業者の送配電等業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。</p> <p>iv <u>送電サービスセンター</u>又は給電指令所に提供された託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下この iv において同じ。）に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを、<u>送電サービスセンター</u>又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が目的外に活用できないように厳格に管理する。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</u></p>

改 定 案	現 行
<p>れがない情報として電気事業法施行規則第33条の6の2各号に掲げるものを除く。)を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令(電気事業法第23条)や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>i ~ iii (略)</p> <p>「当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。なお、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合に情報提供を行うことや、需給ひっ迫時において、一般送配電事業者が特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、託送供給等業務の用に供する目的での提供であり、妨げられるものではない。</p> <p>i ~ iv (略)</p>	<p>に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令(電気事業法第23条)や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。</p> <p>i ~ iii (略)</p> <p>「当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。</p> <p>i ~ iv (略)</p>

改 定 案	現 行
<p>v 電力市場において自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、<u>発電部門又は特定卸供給部門</u>を含む。）に有利な取引結果を現出させるために利用すること</p> <p>また、一般送配電事業者は、託送供給等に係る契約の締結や当該供給の実施に際して、発電事業者、小売電気事業者や<u>特定卸供給事業者</u>から、需要家や需要規模等の需要面及び発電所や発電規模等の供給面についての情報を知り得る立場にある。</p> <p>このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、<u>特定卸供給事業者</u>やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、<u>発電部門又は特定卸供給部門</u>を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者や<u>特定卸供給事業者</u>の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</p> <p>⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>（略）</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>i 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用</p>	<p>v 電力市場において自己の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門<u>又は発電部門</u>を含む。）に有利な取引結果を現出させるために利用すること</p> <p>また、一般送配電事業者は、託送供給等に係る契約の締結や当該供給の実施に際して、発電事業者、小売電気事業者や<u>ネガワット事業者</u>から、需要家や需要規模等の需要面及び発電所や発電規模等の供給面についての情報を知り得る立場にある。</p> <p>このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、<u>ネガワット事業者</u>やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門<u>又は発電部門</u>を含む。）においてその事業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者や<u>ネガワット事業者</u>の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。</p> <p>⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>（略）</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>i 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用</p>

改 定 案	現 行
<p>地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、<u>発電部門又は特定卸供給部門</u>を含む。以下この i において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知</p> <p>託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、<u>発電部門又は特定卸供給部門</u>を含む。以下この ii において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p><u>(e) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、全国の電力需給状況やエリア需要、エリア供給力の確保見通し等に関する情報の開示について、不当な差がある場合。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、この限りでない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、自家発電設備を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。</u></p> <p>iii 需要家への差別的な対応</p>	<p>地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門<u>又は発電部門</u>を含む。以下この i において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知</p> <p>託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門<u>又は発電部門</u>を含む。以下この ii において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>iii 需要家への差別的な対応</p>



改 定 案	現 行
<p>(略)</p> <p>iv 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>v 代表契約者制度における差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 一般送配電事業者が、正当な理由なく、特定の小売電気事業者を代表者とする代表契約について、対象となる金銭債務が個々の契約者において責任範囲を特定できる金銭債務であるにもかかわらず、<u>バラnsingグループを構成する契約者に対し連帯責任を求めた場合。</u></p> <p>また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）<u>や特定の配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）</u>と他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。<u>ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提</u></p>	<p>(略)</p> <p>iv 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>v 代表契約者制度における差別的な対応</p> <p>(略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 一般送配電事業者が、正当な理由なく、特定の小売電気事業者を代表者とする代表契約について、対象となる金銭債務が個々の契約者において責任範囲を特定できる金銭債務であるにも関わらず、<u>バラnsingグループを構成する契約者に対し連帯責任を求めた場合。</u></p> <p>また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門又は発電部門を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。</p>

改 定 案	現 行
<p><u>供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、原則として、独占禁止法上問題とはならない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、自家発電設備を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。</u></p> <p>○ 一般送配電事業者が、託送供給（配電事業者による託送供給を含む。）に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要な機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。以下この⑤において同じ。）に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。</p> <p>○ 他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、他の発電事業者や小売電気事業者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な理由なく、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、停電の復旧作業や計量器の交換作業等を行うに当たり、他の小売電気事業者の需要家に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者の需要家に比して不当に差別的に取り扱うことにより、需要家が当該小売電気事業者と取引せざるを得なくさせること。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、送配電等業務を通じて、当該一般送配電事業者の特</p>	<p>○ 一般送配電事業者が、託送供給に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要な機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。以下この⑤において同じ。）に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。</p> <p>○ 他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、他の発電事業者や小売電気事業者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な理由なく、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、停電の復旧作業や計量器の交換作業等を行うに当たり、他の小売電気事業者の需要家に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者の需要家に比して不当に差別的に取り扱うことにより、需要家が当該小売電気事業者と取引せざるを得なくさせること。</p> <p>○ 一般送配電事業者が、送配電等業務を通じて、当該一般送配電事業者の特</p>

改 定 案	現 行
<p>定関係事業者たる小売電気事業者が需要家に対して時間帯別の送電や電力使用量の連絡等の細やかなサービスを行うことができる一方で、他の小売電気事業者が需要家に対して同様のサービスを行うことができないような条件の託送供給契約を締結すること。</p> <p>⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>下記イに記載のとおり、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下このアにおいて同じ。）は、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」（電気事業法施行規則第33条の7第1号ただし書）、その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのある商号及び商標を用いることができるが、当該特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>が、当該一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることをより確実に防ぐため、一般送配電事業者が、法的分離後に新たに商号を刻印又は表示（以下「刻印等」という。）する場合には、法的分離後の一般送配電事業者の商号を刻印等することが望ましい。</p> <p>同様に、容易に視認できない場所に刻印等する場合であっても、一般送配電事業者が法的分離後に新たに商標を刻印等する場合には、その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのない商標（以下「独自商標」という。）のみ、又はグループ商標に併せて独自商標を刻印等することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>定関係事業者たる小売電気事業者が需要家に対して時間帯別の送電や電力使用量の連絡等の細やかなサービスを行うことができる一方で、他の小売電気事業者が需要家に対して同様のサービスを行うことができないような条件の託送供給契約を締結すること。</p> <p>⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>下記イに記載のとおり、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下このアにおいて同じ。）は、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」（電気事業法施行規則第33条の7第1号ただし書）、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は<u>発電事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのある商号及び商標を用いることができるが、当該特定関係事業者たる小売電気事業者又は<u>発電事業者</u>が、当該一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることをより確実に防ぐため、一般送配電事業者が、法的分離後に新たに商号を刻印又は表示（以下「刻印等」という。）する場合には、法的分離後の一般送配電事業者の商号を刻印等することが望ましい。</p> <p>同様に、容易に視認できない場所に刻印等する場合であっても、一般送配電事業者が法的分離後に新たに商標を刻印等する場合には、その特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのない商標（以下「独自商標」という。）のみ、又はグループ商標に併せて独自商標を刻印等することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>

改 定 案	現 行
<p>一般送配電事業者において、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める以下の行為があると認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。iiにおいて同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること（ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</p> <p>ii 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること（ただし、独自商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</p> <p>iii 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、<u>発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）</u>に係る業務を営む部門を含む。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。</p> <p>（略）</p> <p>上記のうち ii について、独自商標が併せて用いられているか否かは、特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのある商標と独自商標の大小、両者の位置関係等の事情が</p>	<p>一般送配電事業者において、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める以下の行為があると認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。iiにおいて同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること（ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</p> <p>ii 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること（ただし、独自商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。</p> <p>iii 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業<u>又は発電事業</u>（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。</p> <p>（略）</p> <p>上記のうち ii について、独自商標が併せて用いられているか否かは、特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>と同一であると誤認されるおそれのある商標と独自商標の大小、両者の位置関係等の事情から、一般送配電事</p>

改 定 案	現 行
<p>ら、一般送配電事業者とその特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>が同一と誤認されるおそれの有無を実質的に考慮して判断される。</p> <p>また、上記のうち iii については、例えば、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社とその特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>が、単にグループ会社の関係にあることを表示するような、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用しない場合は、問題とならない。他方で、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社の信用力・ブランド力を活用する場合（例えば、「私たち、一般送配電事業者を有する××電力グループは、電気のトータルサポートを行っており、安心・安全な電気をお送りしています。」という表示）は、問題となる。</p> <p>⑦ 一般送配電事業者のグループ内での取引に関する規制</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>が電気事業法第 22 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業、<u>発電事業又は特定卸供給事業</u>を営まないものに限る。）を除く。）が、通常取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（電気事業法第 23 条第 2 項）と取引を行ったと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第 23 条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>（略）</p>	<p>業者とその特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>が同一と誤認されるおそれの有無を実質的に考慮して判断される。</p> <p>また、上記のうち iii については、例えば、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社とその特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>が、単にグループ会社の関係にあることを表示するような、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用しない場合は、問題とならない。他方で、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社の信用力・ブランド力を活用する場合（例えば、「私たち、一般送配電事業者を有する××電力グループは、電気のトータルサポートを行っており、安心・安全な電気をお送りしています。」という表示）は、問題となる。</p> <p>⑦ 一般送配電事業者のグループ内での取引に関する規制</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>が電気事業法第 22 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業<u>又は発電事業</u>を営まないものに限る。）を除く。）が、通常取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（電気事業法第 23 条第 2 項）と取引を行ったと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第 23 条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>（略）</p>

⑧ 一般送配電事業者の委託規制

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合

「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断されること、例えば、以下の場合はこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下(a)から(d)までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内の一体的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者がその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。

(a)～(c) (略)

(d) 需給ひっ迫時に、一般送配電事業者が、特定関係事業者に対し、自家発電設備を有する需要家への電気の供給要請や需要家への節電の協力依頼に係る業務を委託する場合

ii (略)

⑧ 一般送配電事業者の委託規制

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合

「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断されること、例えば、以下の場合はこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下(a)から(c)までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内の一体的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者がその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。

(a)～(c) (略)

(新設)

ii (略)

改 定 案	現 行
<p>iii 次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合</p> <p>(a) 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合</p> <p>(b) <u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき</p> <p>(c) 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合</p> <p>ここで、(b)「<u>小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業</u>に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき」とは、受託者である一般送配電事業者の特定関係事業者が、自己又は他の特定関係事業者により有利になるよう送配電等業務を実施することができないことが明らかでない場合をいう。例えば、送配電設備の保守・点検について期間及び手順等を定めて委託する場合については、これに該当しない。</p> <p>(略)</p> <p>⑨ 一般送配電事業者の最終保障供給又は<u>離島等供給</u>の業務の委託における公募の例外</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、<u>発電事業又は特定卸供給事業</u>を営まないものに限る。）を除く。）が、その最終保障供給又は<u>離島等供給</u>の業務を委託する</p>	<p>iii 次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合</p> <p>(a) 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合</p> <p>(b) <u>小売電気事業又は発電事業</u>に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき</p> <p>(c) 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合</p> <p>ここで、(b)「<u>小売電気事業又は発電事業</u>に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき」とは、受託者である一般送配電事業者の特定関係事業者が、自己又は他の特定関係事業者により有利になるよう送配電等業務を実施することができないことが明らかでない場合をいう。例えば、送配電設備の保守・点検について期間及び手順等を定めて委託する場合については、これに該当しない。</p> <p>(略)</p> <p>⑨ 一般送配電事業者の最終保障供給又は<u>離島供給</u>の業務の委託における公募の例外</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業<u>又は発電事業</u>を営まないものに限る。）を除く。）が、その最終保障供給又は<u>離島供給</u>の業務を委託する場合において、災害その他非常の場合</p>

改 定 案	現 行
<p>場合において、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託でないにもかかわらず、受託者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者<del>にこれらの業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</del></p> <p>なお、受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行う必要がある。</p> <p>⑩ 一般送配電事業者の受託規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、<del>発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。</del>）を除く。以下この⑩において同じ。）が、その特定関係事業者から小売電気事業、<del>発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託する場合には、委託に応じ実施することが可能な業務の概要（例えば、顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を公表し、一般送配電事業者への委託を希望するその他の事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託し、実施することが望ましい。</del></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が、以下の i、ii のいずれにも該当しないにもかかわらず、</p>	<p>におけるやむを得ない一時的な委託でないにもかかわらず、受託者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者<del>又は発電事業者にこれらの業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</del></p> <p>なお、受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行う必要がある。</p> <p>⑩ 一般送配電事業者の受託規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者<del>又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。</del>）を除く。以下この⑩において同じ。）が、その特定関係事業者から小売電気事業<del>又は発電事業の業務を受託する場合には、委託に応じ実施することが可能な業務の概要（例えば、顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を公表し、一般送配電事業者への委託を希望するその他の事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託し、実施することが望ましい。</del></p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が、以下の i、ii のいずれにも該当しないにもかかわらず、</p>



改 定 案	現 行
<p>その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>（略）</p>	<p>その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>（略）</p>
<p>(2) - 2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>i 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。以下この i 及び viii において同じ。）の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、<u>発電事業</u>（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）又は<u>特定卸供給事業</u>（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。以下この i、ii 及び xii において同じ。）の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。）の用に供する室とを区分するものであること。</p> <p>「区分する」とは、当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務の用に供する室との物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うことをいう。</p> <p>なお、区分されているか否かは、その室で取り扱う情報の内容、物理的隔絶の程度等に応じて個別・具体的に判断される。</p>	<p>(2) - 2 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>i 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。以下この i 及び viii において同じ。）の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は<u>発電事業</u>（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。以下この i、ii 及び xii において同じ。）の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。）の用に供する室とを区分するものであること。</p> <p>「区分する」とは、当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務の用に供する室との物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うことをいう。</p> <p>なお、区分されているか否かは、その室で取り扱う情報の内容、物理的隔絶の程度等に応じて個別・具体的に判断される。</p>

改 定 案	現 行
<p>ii (略)</p> <p>(i) 当該システムをその特定関係事業者と共用する場合</p> <p>(a) <u>託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。</u></p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>iii～vii (略)</p> <p>viii 託送供給等部門をして、託送供給等業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>との取引及び連絡調整の経緯及びその内容(以下、「取引及び連絡調整の経緯等」という。)を記録し、これを保存するものであること。</p> <p>ただし、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるとき」は、記録及び保存の対象から除外されているところ、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なもの」とは、例えば、日常的な問合せへの対応などが該当すると考えられる。</p> <p>ix・x (略)</p> <p>xi 当該一般送配電事業者の託送供給等業務その他その一般送配電事業の業</p>	<p>ii (略)</p> <p>(i) 当該システムをその特定関係事業者と共用する場合</p> <p>(a) 託送供給等業務及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(ii) (略)</p> <p>iii～vii (略)</p> <p>viii 託送供給等部門をして、託送供給等業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者<u>又は発電事業者</u>との取引及び連絡調整の経緯及びその内容(以下、「取引及び連絡調整の経緯等」という。)を記録し、これを保存するものであること。</p> <p>ただし、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるとき」は、記録及び保存の対象から除外されているところ、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なもの」とは、例えば、日常的な問合せへの対応などが該当すると考えられる。</p> <p>ix・x (略)</p> <p>xi 当該一般送配電事業者の託送供給等業務その他その一般送配電事業の業</p>

改 定 案	現 行
<p>務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。</p>	<p>務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。</p>
<p>xii （略）</p>	<p>xii （略）</p>
<p>xiii <u>監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。</u></p>	<p>xiii <u>監視部門をして、託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。</u></p>
<p>xiv・xv （略）</p>	<p>xiv・xv （略）</p>
<p>(2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</p>	<p>(2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</p>
<p>① 一般送配電事業者の特定関係事業者の取締役等の兼職規制</p>	<p>① 一般送配電事業者の特定関係事業者の取締役等の兼職規制</p>
<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>	<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>
<p>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、<u>発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。</u></u>）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役、又は執行役など</p>	<p>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者<u>又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。</u>）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役、又は執行役などの兼職が原則として禁止されている</p>

改 定 案	現 行
<p>の兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う取締役等がいる場合には、あらかじめ、例えば上記（２）－１①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年 1 回程度、一般に公表することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>② 一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第 2 2 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。</u>）を除く。以下この②において同じ。）とその特定関係事業者との間において、特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記（２）－１①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年 1 回程度、一般に公表することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>ことを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う取締役等がいる場合には、あらかじめ、例えば上記（２）－１①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年 1 回程度、一般に公表することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>（略）</p> <p>② 一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は<u>発電事業者が電気事業法第 2 2 条の 2 第 3 項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。</u>）を除く。以下この②において同じ。）とその特定関係事業者との間において、特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記（２）－１①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年 1 回程度、一般に公表することが望ましい。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>

改 定 案	現 行
<p>一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、下記 i から iv までに定める従業者として従事させたと認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 23 条の 2）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p> <p>ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p> <p>iii <u>特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>iv <u>特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>③ 一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者との人事交流</p> <p>(略)</p> <p>④ 特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>が電気事業法第 22 条の 2 第 3 項</p>	<p>一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、下記 i から iii までに定める従業者として従事させたと認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 23 条の 2）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p> <p>ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p> <p>(新設)</p> <p>iii 特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</p> <p>③ 一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者との人事交流</p> <p>(略)</p> <p>④ 特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は<u>発電事業者</u>が電気事業法第 22 条の 2 第 3 項ただし書に定める</p>

改 定 案	現 行
<p>ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。)を除く。以下この④において同じ。)の特定関係事業者が、一般送配電事業者に対し、電気事業法上の禁止行為をするように要求し、又は依頼する行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令(電気事業法第23条の3)や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>例えば、一般送配電事業者が発電事業者の子会社である場合、親会社たる発電事業者が子会社たる当該一般送配電事業者に対して、自社の発電投資計画に合わせた送配電設備に関する設備計画を策定するよう働きかける場合等がこれに該当する。</p> <p>⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者(認可一般送配電事業者(その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、<u>発電事業又は特定卸供給事業</u>を営まないものに限る。))を除く。以下この⑤において同じ。)の特定関係事業者において、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、<u>発電事業者又は特定卸供給事業者</u>に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令(電気事業法第23条の3)、業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>(略)</p>	<p>小売電気事業又は<u>発電事業</u>を営まないものに限る。)を除く。以下この④において同じ。)の特定関係事業者が、一般送配電事業者に対し、電気事業法上の禁止行為をするように要求し、又は依頼する行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令(電気事業法第23条の3)や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>例えば、一般送配電事業者が発電事業者の子会社である場合、親会社たる発電事業者が子会社たる当該一般送配電事業者に対して、自社の発電投資計画に合わせた送配電設備に関する設備計画を策定するよう働きかける場合等がこれに該当する。</p> <p>⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者(認可一般送配電事業者(その特定関係事業者たる小売電気事業者又は<u>発電事業者</u>が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は<u>発電事業</u>を営まないものに限る。))を除く。以下この⑤において同じ。)の特定関係事業者において、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は<u>発電事業者</u>に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令(電気事業法第23条の3)、業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>(略)</p>

改 定 案	現 行
<p>(2) - 4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等</p> <p>送電事業者は、一般送配電事業者と比較すると少ないものの、振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務（以下「送電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱う可能性があり、また、送電事業者は、<u>小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者</u>の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>送電事業者について、上記(2) - 1の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上記(2) - 3の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、<u>「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可送電事業者」と、「託送供給等」とあり、「託送供給及び電力量調整供給」とあり、及び「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送電等業務」と、「託送の状況（託送電力量）」とあるのは「振替の状況（振替電力量）」と、「送配電」とあるのは「送変電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び送電」と、「一般送配電事業」とあるのは「送電事業」と、「小売電気事業、発電事業又は<u>特定卸供給事業</u>」とあるのは「一般送配電事業又は発電事業」と、「<u>発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者</u>」とあり、及び「<u>発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者</u>」とあるのは「一</u></p>	<p>(2) - 4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等</p> <p>送電事業者は、一般送配電事業者と比較すると少ないものの、振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務（以下「送電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱う可能性があり、また、送電事業者は、<u>小売電気事業者及び発電事業者</u>の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>送電事業者について、上記(2) - 1の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上記(2) - 3の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「<u>認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業又は発電事業を営まないものに限る。）</u>」とあるのは「<u>認可送電事業者</u>」と、「<u>一般送配電事業者</u>」とあるのは「<u>送電事業者</u>」と、「託送供給等」とあり、「託送供給及び電力量調整供給」とあり、及び「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送電等業務」と、「託送の状況（託送電力量）」とあるのは「振替の状況（振替電力量）」と、「送配電」とあるのは「送変電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び送電」と、「一般送配電事業」とあるのは「送電事業」と、「<u>小売電気事業、発電事業又はネガワット事業</u>」とあるのは「<u>一般送配電事業又は発電事業</u>」と、「<u>発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者</u>」とあり、及び「<u>発電事業者、小売電気事業者、ネガワット事業者</u>」とあるのは「<u>一般送配電事業者又は発電事業者</u>」と、</p>

改 定 案	現 行
<p>一般送配電事業者又は発電事業者」と、「<u>ネットワークサービスセンター</u>」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」とあるのは「当該業務」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の11の4」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の11の5」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の5」と、「電気事業法施行規則第33条の7」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の7」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。</p>	<p>「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」とあるのは「当該業務」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の11の4」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の11の5」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の5」と、「電気事業法施行規則第33条の7」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の7」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。</p>
<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>送電事業者について、<u>上記（2）－1及び（2）－2</u>の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、<u>上記（2）－3</u>の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。</p> <p>なお、送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。</li> <li>○ 送電事業者は、<u>小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者</u>から、託送供給等の申込みを、直接的に受けるわけではない。</li> <li>○ 送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電</li> </ul>	<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>送電事業者について、（2）－1及び（2）－2の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、（2）－3の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。</p> <p>なお、送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。</li> <li>○ 送電事業者は、<u>小売電気事業者又は発電事業者</u>から、託送供給等の申込みを、直接的に受けるわけではない。</li> <li>○ 送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電</li> </ul>



改 定 案	現 行
<p>指令)を行っているわけではない。</p> <p>ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなり、例えば需要情報の目的外利用、需要家に対する差別的対応などは対象外となるなど、問題となる行為に該当するか否かは個別・具体的に判断される。</p> <p>(2) - 5 <u>配電事業者の託送供給等に係る行為規制等</u></p> <p><u>配電事業者は、一般送配電事業者同様、託送供給等業務その他の変電及び配電に係る業務（以下「配電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱い、また、小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。</u></p> <p>ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p><u>配電事業者について、上記（2） - 1の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、配電事業者の特定関係事業者について、上記（2） - 3の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「配電事業者」と、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第27条の12の13において準用する同法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」と、「送配電等業務」とあるのは「配電等業務」と、「送配電」とあるのは「配電」と、「変</u></p>	<p>指令)を行っているわけではない。</p> <p>ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなり、例えば需要情報の目的外利用、需要家に対する差別的対応などは対象外となるなど、問題となる行為に該当するか否かは個別・具体的に判断される。</p> <p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p>電、送電及び配電」とあるのは「変電及び配電」と、「一般送配電事業」とあるのは「配電事業」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第22条の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第23条」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において準用する同法第23条の2」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第23条の3」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の15」と、「電気事業法施行規則第33条の7」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の18」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。</p> <p>なお、配電事業者は、一般送配電事業者と異なり、比較的小規模の事業者の参入が想定される場所、需要家軒数5万軒未満の配電事業者においては、上記により読み替えて準用した（2）－2に記載する要件うち、i、ii及びxiからxvについての体制の整備又はこれらに代替する措置を講じることが望ましい。</p> <p>また、配電事業者の配電事業の規模や経営実態から、上記の措置を講じることが困難な場合においては、ネットワークの公平・透明な利用という電気事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な対応を行うものとする。</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>配電事業者について、上記（2）－1及び（2）－2の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、配電事業者の特定関係事業者について、上記（2）－3の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「電気事業法第27条」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において準用する同法第27条」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、配電事業者は、一般送配電事業者と異なり、</p>	

改 定 案	現 行
<p>i <u>一般送配電事業者に配電事業の一部を業務委託することがあることから、上記により準用した(2)-1⑧に、ivとして、「受託者が一般送配電事業者である場合であって、委託をしようとする配電事業者において、当該一般送配電事業者が受託した業務で知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合」を加える。ここで、「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合」とは、配電事業者が、受託者である一般送配電事業者との間において、委託業務に関して秘密保持契約を締結している場合などをいう。</u></p> <p>ii <u>最終保障供給及び離島等供給の業務を行わないことから、(2)-1⑨は上記の準用の対象には含まないものとする。</u></p> <p>iii <u>比較的小規模の事業者の参入が想定されるところ、(2)-2の「以下の要件」を「以下の要件（需要家軒数5万軒未満の配電事業者においては、i、ii及びxiからxvの要件を除く。）」と読み替えて準用するものとする。</u></p> <p>(3) <u>配電事業分野における公平性の確保</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u></p> <p>① <u>一般送配電事業者における望ましい行為</u></p> <p>ア <u>一般送配電事業者から配電事業を営もうとする者及び配電事業者への情報提供について</u></p> <p><u>配電事業を営もうとする者が参入を検討するに当たって必要なデータについては、参入を検討するエリアを供給区域とする一般送配電事業者が有しているため、一般送配電事業者は、配電事業を営もうとする者から当該データの提供の依頼があった場合、正当な理由がない限り、その依頼に応じることが望ましい。その際に依頼に応じて提供すべき具体的な情報としては以下のものがある。ただし、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に限る。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p>i <u>「系統情報ガイドライン」において、配電事業を営もうとする者に提供できるとされている情報</u></p> <p>ii <u>配電事業を営もうとする者が参入を検討するエリアの総需要、時間帯別需要、需要家数、実績電流等の需要に係るデータ</u></p> <p>iii <u>設備の譲渡価格・貸与価格や一般送配電事業者への委託料の見積額</u></p> <p>iv <u>その他電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報</u></p> <p>また、配電事業者が事業の許可を受けた後、託送料金の設定、引継計画の作成及び地方公共団体、電気の利用者（配電事業者が託送供給を行っている小売電気事業者から電気の供給を受けている者に限る。）、配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に対する説明会の開催その他の方法による説明の実施のために、配電事業者から関連する情報の提供の依頼があった場合、正当な理由がない限り、その依頼に応じることが望ましい。提供する具体的な情報としては以下のものが考えられる。</p> <p>i <u>「系統情報ガイドライン」において、配電事業を営もうとする者に提供できるとされている情報</u></p> <p>ii <u>配電事業者の供給区域内の総需要、時間帯別需要、需要家数、実績電流等の需要に係るデータ及びスマートメーター等の需要データ</u></p> <p>iii <u>需要家ごとの契約情報（契約アンペア、契約kW等）</u></p> <p>iv <u>地方公共団体、電気の利用者（配電事業者が託送供給を行っている小売電気事業者から電気の供給を受けている者に限る。）、配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に係る契約情報</u></p> <p>v <u>設備の譲渡価格・貸与価格や一般送配電事業者への委託料の見積総額及びその算定根拠</u></p> <p>vi <u>設備の保全状況や簿価情報等が記載された台帳情報</u></p> <p>vii <u>配電事業者の供給区域内の託送収入額及びその算定根拠</u></p> <p>viii <u>配電事業者の供給区域内の工事計画</u></p> <p>ix <u>その他電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報</u></p> <p>イ <u>配電事業者から一般送配電事業者への委託について</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>配電事業者は、参入当初においては、系統管理業務、需給管理・周波数調整業務、供給促進交付金・調整交付金の授受等に関連する業務、スイッチング関連業務、精算・検針業務等について、自ら業務を行えない場合が考えられることから、一般送配電事業者は配電事業者から業務の委託に関して協議の求めがあった場合、正当な理由がない限り、協議に応じることが望ましい。</u></p> <p>ウ <u>引継計画及び休廃止時取決書の作成について</u></p> <p><u>一般送配電事業者は、配電事業者から引継計画及び休廃止時取決書の作成について、協議の求めがあった場合、正当な理由がない限り、協議に応じることが望ましい。</u></p> <p>エ <u>配電事業の休止又は廃止について</u></p> <p><u>配電事業者が事業の全部又は一部を休止し、又は廃止を行う場合、当該配電事業者の供給区域内の需要家を保護する観点から、一般送配電事業者は配電事業者から事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする協議の求めがあった場合、正当な理由がない限り、その協議に応じることが望ましい。</u></p> <p>② <u>配電事業者における望ましい行為</u></p> <p><u>配電事業者について、上記（３）①の「一般送配電事業者における望ましい行為」（ウの休廃止時取決書についての記載を除く。）を準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「配電事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>また、配電事業者は、小売電気事業者が配電事業者の託送供給等約款の公表に気付かないことを防止する観点から、配電事業者の供給区域内の需要家が契約している全ての小売電気事業者及びスイッチングの申込みに対応中の小売電気事業者に対し、託送供給等約款の公表後速やかに公表を行った旨を通知することが望ましい。</u></p> <p><u>また、配電事業者の供給区域に指定旧供給区域を含むみなし小売電気事業者が、</u></p>	

改 定 案	現 行
<p><u>料金の徴収を合理的に実施するために、料金の徴収業務を配電事業者に委託することが考えられ、配電事業者は、当該みなし小売電気事業者から当該委託に関する協議の求めがあった場合には、正当な理由がない限り、その協議に応じることが望ましい。なお、配電事業者は、当該みなし小売電気事業者から当該委託を引き受ける場合は、当該みなし小売電気事業者を除く他の小売電気事業者からも同様に委託に応じることが望ましい。</u></p> <p>○ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p><u>上記1(1)④のとおり、配電事業者は、参入当初においては、系統管理業務、需給管理・周波数調整業務、供給促進交付金・調整交付金の授受等に関連する業務、スイッチング関連業務、精算・検針業務等について、自ら業務を行えない場合が考えられることから、一般送配電事業者が当該業務の委託について協議に応じない場合には、配電事業者は実質的に事業に参入することができないおそれがあり、配電事業制度の趣旨であるコスト効率化や地域の電力レジリエンスの向上等を阻害することにつながり得る。</u></p> <p><u>したがって、一般送配電事業者が、配電事業の参入を妨げる目的として、上記(3)①について、正当な理由がないにもかかわらず、一切協議に応じないことや、いたずらに対応を遅延させる行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</u></p> <p><b>V  他エネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p> <p>附則 本指針の適用</p> <p><u>令和4年●月●日の改定後の本指針は、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p><b>V  他エネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p> <p>附則 本指針の適用</p> <p><u>令和3年11月5日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p>